

女性の活躍に関する「男女の賃金の差異」の情報公表

【女性活躍推進法に関する制度改正に伴い「男女の賃金の差異」を公表】

- ・対象期間：令和5年度（令和5年4月1日～令和6年度3月31日）
- ・賃金：通勤手当を含める
- ・労働者に占める女性労働者の割合：91.5%

区分	男女の賃金の差異
全労働者	62.8%
正規社員	77.3%
パートタイム職員	247.4%